

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 23 日	
水戸市長 様	
提出者	
住 所 水戸市双葉台 3-3-10	
氏 名 水戸済生会総合病院	
院 長 生澤 義輔	
電話番号 029-254-5151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	水戸済生会総合病院
事業場の所在 地	水戸市双葉台 3-3-10
計画期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	医療業
②事業の規 模	415床
③従業員 数	1,015人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物→焼却（委託）→最終処分場で埋立処分（委託）

（日本産業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙 1 の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	154.91 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内における分別の強化を図り感染性廃棄物の減量化に努めた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	154 t	t
	(今後実施する予定の取組) 更なる分別の強化を図り感染性廃棄物の減量化に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 病棟等からの紙類を一般産業廃棄物へ分別する推進を行っている。
-----	--

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般廃棄物へ分別するべきものを明確にし、分別強化を図る。
-----	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	

	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	154.91 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	154.91 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) 最終処分場の視察などを行い、委託業者と連絡・連携を密にして適 正な処理に努めている。		

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	全処理委託量	154 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	154 t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 最終処分場の視察を委託業者と実施し、適正な処理がなされている かを確認する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和7年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	154.91 t		
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 (管理体制図)

特別管理産業廃棄物 管理責任者 全般処理責任者 管財課課長補佐 事務部長	現場責任者	周産期センター	課長
	現場責任者	I C U	課長
	現場責任者	4 東病棟	課長
	現場責任者	4 西病棟	課長
	現場責任者	5 東病棟	課長
	現場責任者	5 西病棟	課長
	現場責任者	2 南病棟	課長
	現場責任者	3 南病棟	課長
	現場責任者	4 南病棟	課長
	現場責任者	新 3 病棟	課長
	現場責任者	新 4 病棟	課長
	現場責任者	救命 E R	課長
	現場責任者	救命 E H C U	課長
	現場責任者	外来	課長
	現場責任者	手術室	課長
	現場責任者	中央材料室	課長
	現場責任者	血液浄化センター	課長
	現場責任者	薬剤部	部長
	現場責任者	放射線技術科	科長
	現場責任者	臨床検査科	科長
	現場責任者	栄養科	科長
	現場責任者	総合健診センター	事務長
	廃棄物処理業務担当者		
	事務部 管財課		
	廃棄物減量化対策担当者		
	事務部 管財課課長		